



## IATA 危険物規則書 第 56 版（2015 年版）の重要な変更点および改定点（邦訳）

IATA 危険物規則書第 55 版は、危険物委員会（Dangerous Goods Board）が採択したすべての改定点ならびに ICAO 技術指針（ICAO Technical Instructions）2015–2016 年版に発行された補遺を網羅している。

以下のリストは本 56 版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

### 1 – 適用

**1.2.11**—規定量の危険物を含むランプについて例外が追加された。

#### 1.4— 運航者の責任

1.4.3 に規定されている旅客への情報提供に関する要件では、運航者の予約サイトおよびチェックイン・サイトで旅客は該当する情報が提供されなければならない、運航者はそのことを確認しなければならないということが明確にされた。

### 2 – 制限

#### 2.2 — 隠れた危険物

包装物上のダイヤモンド型絵表示の存在は、危険物の存在を示すかもしれないということを、フレイトフォワード、地上取扱者および運航者に気づかせるために 2.2.2 に注が追記された。これらのダイヤモンド型絵表示は「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System for Classification and Labelling of Chemicals (GHS)）により要求され、供給および使用に対する危険有害性情報の伝達システムの一部を構成している。

#### 2.3— 旅客または乗務員により携行される危険物

リチウム電池を組み込んだ医療用機器を含む携帯電子機器および予備電池に適用する規定は、その要件を 3 つのパートで説明するために再構築された。

1. 規定サイズを超える予備リチウム電池は、運航者の承認がある場合のみ許可され、機内持ち込み手荷物の中に入れてなければならない。
2. 規定サイズを超える電池を含むリチウム電池作動の電子機器は、運航者の承認がある場合のみ許可される。および、
3. 携帯電子機器(Portable electronic devices(PED))および規定サイズ以下の電池の場合その機器の予備電池は、運航者の承認なしに許可される。携帯電子機器(PED)は、受託手荷物または機内持ち込み手荷物の中に入れることができる。すべての予備電池は、機内持ち込み手荷物の中に入れてなければならない。



## 2.4－航空郵便による危険物の輸送

放射性物質で航空郵便として許可されるものは、適用除外輸送物のうち UN2910 および UN2911 だけに限定されると修正された。放射性物質は副次危険性を有するものであってはならず、輸送物には規定されたようにマーキングおよびラベリングをしなければならない。

## 3－分類

**3.0.3.3**－物品には分類過程で包装等級は割り当てられないことを確認するために追加文言が付け加えられた。その代わりに、特定の容器性能基準に対するいかなる要件も該当する包装基準の中で取り扱われている。

**3.2.1.2**－ガスの定義の中に、吸着ガスに適用する輸送状態に対しての基準が付け加えられた。

**3.5.1.3.1**－固体の酸化性物質に対しての代替的な試験規定が付け加えられた。

## 4－識別

### 4.2－危険物リスト

危険物リストへの改定は以下を含む。

- 吸着ガスに対しての 17 個の新しい品目名の追加 (UN3510-UN3526) ; 9 個の品目名は一般的なその他の品目名 (general, n.o.s. entries) であり、残りは物質名がつけられた。
- 包装等級が割り当てられていた物品に対するすべての品目名からの包装等級の削除。例えば、ナトリウムを含む蓄電池 (batteries, containing sodium)、リチウム電池、製品内の水銀 (mercury in manufactured article)
- UN0503 および UN3268 に割り当てられていたエアバック膨張装置 (air bag inflators)、エアバックモジュール (air bag modules) およびシートベルトプリテンショナー (seat belt pretensioners) の正式輸送品目名が削除され、UN0503 に対する火工的作動の安全装置 (Safety devices, pyrotechnic) および UN3268 に対する電氣的始動の安全装置 (Safety devices electrically initiated) にとって代えられる。
- UN2212 に割り当てられた “blue asbestos” および “brown asbestos”、および UN2590 に割り当てられた “white asbestos” の正式輸送品目名が削除され、UN2212 に対する角閃石系アスベスト (Asbestos, amphibole) ((アモサイト: amosite:アモサ石綿)、トレモライト (tremolite:透角閃石)。アクチノライト (actinolite:緑閃石)、アンソフィライト (anthophyllite:直閃石)、クロシドライト (crocidolite:青石綿)、および UN2590 に対するアスベスト、クリソタイル (Asbestos, chrysotile:白石綿) にとって代わられる。
- 新しい品目名 UN3508, 非対称キャパシター (Capacitor, asymmetric) が追加され、現存する UN3499 に対する正式輸送品目名キャパシター (capacitor) は電氣二重層キャパシター (Capacitor, electric double-layer) となるように修正された。
- 品目名 UN3090, リチウム金属電池 (Lithium metal batteries) は、これらの電池が新



たに貨物機専用に制限されることを識別するために I 欄/J 欄にわたり輸送禁止 (forbidden) と記載されるよう訂正された。UN3091 に対する品目名、機器と一緒に包装されたりチウム金属電池 (lithium metal batteries packed with equipment) または機器に組み込まれたりチウム金属電池 (lithium metal batteries contained in equipment) に変更はない。

。新しい品目名 UN3507, 六フッ化ウラン, 放射性物質, 適用除外輸送物 (**Uranium hexafluoride, radioactive material, excepted package, less than 0.1 kg per package, non-fissile or fissile-excepted**)。この物質は第 8 分類、包装等級 I に割り当てられ、特別規定 A194 および包装基準 877 も参照すること。

#### 4.4-1 特別規定

**A32** および **A115** –安全装置 (safety devices) に関連させるため修正された。

**A69** –ランプに対する規定を除くため修正され、ランプに対する規定は例外として取り扱われる。1.2.11 を参照すること。

**A78** –副次危険性を有する放射性物質に適用される規定をより明確にするため修正された。

**A192** –**Paint, Paint related material, Paint, corrosive, flammable, Paint related material, corrosive, flammable, Paint, flammable, corrosive, Paint related material, flammable, corrosive, Printing ink および Printing ink related material** に割り当てられる新しい特別規定である。本特別規定は、基準品目名に割り当てられる物質と“related material”付き品目名に割り当てられる物質が同一の包装物に入っている場合、荷送人が危険物申告書および包装物マーキングに“related material”付き正式輸送品目名だけを使用することを許可している。

**A194** –新しい品目名、六フッ化ウラン, 放射性物質, 適用除外輸送物 (**Uranium hexafluoride, radioactive material, excepted package**) に割り当てられる。この物質は適用除外輸送物であるけれども第 8 分類に割り当てられること、および、この物質を輸送する場合は一定の条件に合致しなければならないことを規定している。

**A196** –新しい品目名、非対称キャパシター (**Capacitor, asymmetric**) に割り当てられる。本特別規定はこれらの物品に適用される一定の設計条件およびある非対称キャパシターを “not restricted” として輸送できる条件を規定している。

**A197** –環境有害物質、UN3077 および UN3082 に割り当てられる新しい特別規定で、いかなる容器内の正味量も 5kg または 5L を超えず、使用される容器が定義された基準に合致していれば、これらの物質を “not restricted” として輸送することを許可するものである。

**A198** –UN1327、わら (bhusa)、干し草 (hay) および 麦わら (straw) は、そのわら、干し草または麦わらが、濡れてなく、湿っていない、または油で汚染されていないければ、 “not restricted” であることを識別するものである。

**A199** –ニッケル水素電池 (**Batteries, nickel-metal hydride**) の品目名に対して割り当てられた新しい特別規定である。本特別規定は、UN3496 が海上輸送のみに適用され、ニッケル水素電池が本特別規定に従って準備されれば航空輸送では “not restricted” であるということ



を識別している。

**A200** –新しい品目名、UN3509 廃棄, 空, 非洗浄の容器 (**Packaging discarded, empty, uncleaned**) に対して割り当てられる。本特別規定は本品目, およびこれらの容器が航空輸送禁止されることを識別している。未だ危険物の残留物を含んでいる容器は 5.0.2.13.5.1 で取り扱われている。

**A201** –UN 3090 リチウム金属電池 ( **Lithium metal batteries**) に対して割り当てられた新しい特別規定で、包装物内および貨物当たりのリチウム金属電池のサイズおよび量に関する特定の制限に適合していれば、リチウム金属電池を旅客機により輸送することができることを識別するための規定である。この制限の詳細は ICAO の技術指針の補遺に規定されている。

**A806** –この A806 は特別規定 A199 により取って代わられたので、ニッケル水素電池 (**Batteries, nickel metal hydride**) に適用していた A806 は削除された。

## 5 –包装

**5.0.1.5** –オーバーパック。以前、5.0.1.5.3 に記載されていた貨物機専用ラベルの貼ってある包装物を収納するオーバーパックに適用された制限が削除された。

**5.0.2.12.3** –容器に対するすべての関連する要件に合致していれば、外装容器内の補助容器の使用が許可されることの明確化が追加された。

### 包装基準

**PI203** および **PIY203** –これらの包装基準は他の包装基準の様式に揃えるため修正および再構成された。エアゾール、ガスカートリッジおよびガスを収納した小型容器はこれらの包装基準の目的上、内装容器とみなされることの明確化が追加された。許可される容器の型式は修正および拡大された。

**PI213** –消火器に適用される包装基準は大型消火器に対する要件に関連させるため修正された。

**PI219** –吸着ガス(adsorbed gases)に対する新しい品目名のため追加された新しい包装基準である。

**PI457** –UN 3241, **2-Bromo-2-nitropropane-1,3-diol** に適用する包装基準は、許可される容器のリストからすべての金属製の外装容器および単一容器を削除するため修正された。

**PI877** –UN 3507, 六フッ化ウラン, 放射性物質, 適用除外輸送物 (**Uranium hexafluoride, radioactive material, excepted package**) に対して、新しく追加された包装基準である。

**PI966** および **PI969** –これらの包装基準は、それぞれ機器と共に包装されたリチウムイオン電池およびリチウム金属電池に適用される。本規定は包装物の中のリチウム電池の数が機器作動のための数に予備電池 2 個を加えた数を超えてはならないことを明確にするため修正された。

**PI968** –UN 3090, リチウム金属電池 (**Lithium metal batteries**) を貨物機専用に制限するた



め、表 4.2 の変更に従って PI968 はこれらのリチウム電池が旅客機には許可されないことを識別するため修正された。この修正には、Section II に従って準備された包装物にはリチウム電池取り扱いラベルに加え貨物機専用ラベルを貼付しなければならないという要件を含んでおり、さらに Section II の包装物は混載に対する条件が適用されること、および運航者によるものを除きこれらの包装物が ULD (unit load device) に積みつけられることに対する容認をはずれることも含んでいる。

## 6 – 容器の規格および性能試験

**6.4.2** –本項は新しい I S O 基準に対する参照 (Reference) を取り入れるためおよびまたその I S O 基準が製造に適用できる期間を識別するため顕著に修正された。

**6.4.4** –エアゾール、ガスカートリッジおよびガスを収納した小型容器に対する試験要件は明確な要件で修正され、今回ガスカートリッジおよびガスを収納した小型容器に許可される漏洩率について含まれた。

## 7 –マーキングおよびラベリング

すべての危険性および取り扱いラベルについてサイズおよび寸法がより明確に規定された。

**7.1.7** –"overpack"の文字のマーキングの最小サイズを要求する新しい規定が追加された。本規定は 2016 年 1 月 1 日から必須になる。

## 8 –書類の作成

**8.1.6.11.6** –粘性引火性液体が 3.3.3.1.1 に従って包装等級Ⅲに割り当てられる場合、結果の文言を危険物申告書に追記しなければならないことを識別するため新しい段落が追加された。

**8.1.6.11.7** –PI 965 および PI 968 の Section IB により準備されたリチウム電池の貨物について追加的書類に要求された情報は危険物申告書または追加的書類に含めて良いことを明確にするため段落が追加された。

包装物に「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(*Globally Harmonized System for Classification and Labelling of Chemicals* (GHS)) により要求されるダイヤモンド型の絵表示を有しているが、その物質が危険物としての分類基準に合致しない場合、荷送人は航空貨物運送状に“not restricted”と識別することが望ましいとする新しい段落 8.2.6.2 が追加された。

## 9 –取り扱い

地上取扱業者および運航者の貨物受託担当者に包装物上のダイヤモンド型絵表示の存在は危険物の存在を示しているかもしれないことに注意を喚起するために段落 9.1.1.2 に注が追加された。これらのダイヤモンド型絵表示は「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(*Globally Harmonized System for Classification and Labelling of Chemicals* (GHS))



により要求され供給および使用に対する危険有害性情報の伝達システムの一部を構成している。

**9.1.3.1**—受託チェックは危険物が航空による輸送に対する最初に受託される時にのみ必須であるが、危険物が航空機間で積み替えまたは他の運航者に継ぎ越される場合でも関係する運航者はなお、包装物、オーバーパック、貨物コンテナまたは ULD (unit load device) が引き続き本規則の要件に合致していることを確認することが望ましいことを認識するために受託チェックリストに対する規定が修正された。

受託チェック要件が適用されない危険物を識別するために、新しい段落 9.1.3.2 および表 9.1.A が追加された。

これまでの 9.3.9 および 9.3.14.3 に記載されていた毒物および病気を移しやすい物質の動物、食料および飼料に対する搭載制限が削除された。

**9.5.1.1.3**—機長への書類による情報(NOTOC)に要求される情報は、NOTOC に記載される危険物申告書上の正式輸送品目名に関連して記載される技術名の必要性を削除するために修正された。オーバーパックおよび同一の外装容器に入っている異なる危険物を取り扱うために推奨が含まれた。

## 10—放射性物質

IAEA Safety Standards Series No. SSR-6 の採択から生ずる修正を取り入れるため放射性物質に対する規定に広範囲にわたる変更がある。その変更は放射性物質、適用除外輸送物、核分裂性適用除外物質に対する規定の修正および適用除外輸送物の六フッ化ウランに対する新しい要件を含んでいる。

### 付録A—用語の解説

用語の解説において定義された用語に多くの変更および追加がある。

- 放射性物質に対する管理システム(management system)の定義の追加、
- 物品に関して正味量 (net quantity) に対する定義の明確化、
- エアバック膨張装置(air bag inflators)およびモジュール (modules) に対するこれまでの定義に取って代わる、「火工的作動の安全装置」(safety devices, pyrotechnic) を含む「電氣的に始動する安全装置」(safety devices, electrically initiated) に対する新しい定義。

付録D— 当局の連絡先が最新のものになった。

付録E— 国連規格容器の販売業者 (E1) および容器の試験施設 (E2) のリストに変更がなされた。

付録F— 販売代理店 (F.2)、IATA 認定危険物教育訓練校 (F.3 から F.5) および IATA 認定危険物教育訓練センター (F.6) のリストが訂正された。